

○財務省告示第二百六十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十四年七月十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年八月九日  
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第三十  
六回）  
二 発行の根拠  
法律及びその  
法律第二十三年法律第七十五号。  
の  
法律第二十三年法律第七十五号。  
の  
法律第二十三年法律第七十五号。  
の  
法律第二十三年法律第七十五号。

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であって、財  
務大臣が各国債市場特別参加者





の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行

銭 額 銭  
面 以  
金 上  
額 の  
百 そ  
円 れ  
に ぞ  
れ  
つ の  
き 必  
百 募  
二 価  
円 格  
九  
十

(一) 年  
二  
募  
入  
〇  
パ  
ー  
セ  
ン  
ト  
を  
受  
け  
た  
者

は 二  
、  
募  
入  
決  
定  
の  
通  
知  
を  
次  
の  
算  
者  
は  
、  
払  
込  
金  
額  
に  
加  
え  
、  
第  
二  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
額  
を

(二)

に 係 行 所 得 税 が 代 替 泉 徴 利  
る も の と し 又 は 振 源 、 そ の  
に 座 の 記 載 は 記 録 さ れ 算 式  
の よ り 算 出 し た 金 額 か (一) の  
金 額 に 分 の 十 乗 を じ ら 当 該  
額 に お いて 取 得 した 債 権 非 居  
時 にお いて 外 国 人 算 式 によ る  
住 者 の 前 記 算 式 によ る 算 合  
出 国 法 人 が 適 用 受 け る 所  
は 外 国 法 人 が 適 用 受 け る 所

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子

平成二十四年七月十二日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成五十四年三月二十日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を、その日及び九月二十日

毎、三月二十日及び九月二十日

後、第二期以後の利子

額面金額  $\times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$

規定する期日について同じ。

は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において

期が銀行休業日に当たるとき

た金額を支払う。ただし、支払

期とし、次の算式により算出し

平成二十四年九月二十日を支払

控除することができる。

得税の税率を乗じた金額）を